

なければならない。

8 結核患者に対する医療

- ① 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関で厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用について、当該患者又はその保護者の申請により、その百分の九十五に相当する額を負担することができる。
- ② ①の申請は、当該患者の住所地を管轄する保健所長を経由し、都道府県知事に対してしなければならない。
- ③ 都道府県知事は、②の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた感染症の診査に関する協議会の意見を聴かなければならない。
- ④ ①の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

9 他の法律による医療に関する給付との調整

- ① 8の規定による費用の負担を受ける結核患者が、健康保険法、介護保険法等の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、負担をすることを要しない。
- ② 8の規定による費用の負担を受ける患者が、児童福祉法の規定による療育の給付を受けることができる者であるときは、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、同法の規定による療育の給付は、行わない。

10 現行の結核予防法の規定による結核療養所は、感染症法に規定する第二種感染症指定医療機関とみなす。この場合において、当該機関は結核の患者の入院を担当する。

11 結核患者に対する入院勧告に係る入院期間の適用については、「七十二時間」とあるのは「十四日を超えない政令で定める期間」とする。

12 感染症診査協議会は、結核の通院医療に関する申請に関して必要な審議を行う。

第十六 施行期日、関係法令の改正等

1 施行期日

この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該①、②に定める日から施行する。

- ① 発散した場合の罰則の規定 公布の日から二十日を経過した日
- ② 運搬に関する規定、結核に関する規定 平成十九年四月一日

2 結核予防法の廃止

結核予防法は、廃止する。